

事務所通信

澤口会計事務所

7月号 2021年 6月30日

武蔵野市境2-13-4 コスモス2F

TEL 0422-90-7774 FAX 0422-77-9600

E-mail sawaguchi-kaikei@jcom.zaq.ne.jp

税理士 澤口 豊

<コロナ過の副業増加～基本的には確定申告が必要です～>

コロナ過、副業を始めた人が増加しています。コロナ前から副業を解禁していた企業はありましたが、その目的は他の企業、業務に従事することで専門性を身に付けたり人脈を広げるなど企業にとっても企業価値の向上が期待できることから本業に支障のない範囲での副業を認めているケースが多いようでした。コロナ過においては収入減少を補填する意味合いが強くなっています。全日空では年収の3割減少を労働組合と合意しました。これに伴い副業対象を拡大。出向による人件費削減も行っています。

副業を解禁する企業もあれば副業人材を募集する企業もあります。「ダイハツ」、「ライオン」は兼業限定の求人募集をしました。優秀な人材活用ができる貴重な機会と捉えているようです。

収入確保の手段としては不動産投資もありますが「かぼちゃの馬車」のような悪質業者には注意が必要です。空室リスクも考慮すべきでしょう。投資額も大きくなるのでその分リスクも高くなります。

昨年3月、証券会社の新規口座開設数が増加しました。コロナの影響による株価急落をチャンスとみた方が多かったようです。楽天証券は今年3月の新規口座開設数が過去最多になったと発表しその勢いは衰えていないようです。生活防衛を目的に株式投資を始める方が多いようです。銀行に預けていても金利は殆ど付きませんが株式投資であれば5%など高配当銘柄もあり株主優待も魅力的です。少額からの投資も可能でNISA口座であれば節税効果も期待できます。

「FIRE (Financial Independence, Retire Early)」と呼ばれる生き方が若者を中心に注目を集めているようです。直訳すると「経済的自立と早期退職」。定年を待たず、なるべく早期にサラリーマン生活を終え資産運用などを中心に生活していくライフプランです。数年前から米国、そして欧州へと広がり全世界に拡大、日本でも実践しようとする人が増えているようです。特に2020年はコロナ禍の影響もあり、職場や通勤から距離を置きたい人が増え「FIRE」への憧れと注目度が一気に上昇しました。支出を減らし投資して財産を増やすとのことですが支出をどこまで減らせるかはポイントになりそうです(長期に渡る自粛は難しい)。

当方、最初に就職した会社において副業をしたことがありました。スキー用品を買い過ぎ資金難となったため正月休みにトラックドライバーのアルバイトをしました。正月だけの予定でしたが土日で空いている日があれば入ってもらえないかということで結局1年近く働きました。その後も懐事情が悪化

したことがあり、見かねた会社の先輩女性からアルバイトを斡旋(先輩女性の父親の仕事)してもらったこともありました。アルバイトは大変ではあったものの職場体験的でもあり、バブル期、浮かれていた時代の遊ぶ金問題で生活に窮していたわけではなかったので幸せなことだったなあと感じています。

副業で思い浮かぶのが「ウーバーイーツ」です。注文してみようかと思っていますが未だ実行できていません。配達員にとってスマホは欠かせないツールと思います。当方も初めて行く顧問先の場合、スマホを頼りに向かいますがとても便利に利用しています。配達員が使用しているスマホ・ホルダーもよさそうなので購入してみました。自転車に取り付け世田谷区にある相続案件の土地チェックに行ってみました。手が空いて快適です。炎天下に遠出、油断



してしまい、手、腕が日焼けして皮が剥けました。往復約 90 分はきつく途中で自転車を捨てたい気分となり配達員副業は厳しいと感じた次第です。

副業をした場合は所得税の確定申告が原則必要です。なお副業による年間所得が 20 万円以下であれば申告は不要です。副業が給与所得(アルバイト等)であれば給与収入を合計して計算します。「ウーバーイーツ」、仮想通貨取引などによる収入であれば雑所得となるので収入から経費を控除して所得額を算出、給与所得と合算して計算します。金地金の売買益は譲渡所得で 50 万円の特別控除があります。不動産所得は収入から経費を控除して計算しますが減価償却費の計算が少々面倒かもしれません。上場株式の場合で特定口座(源泉あり)であれば申告は不要です。

今年の確定申告においては申告人数、申告所得とも増加しており特に給与所得、雑所得の伸びが大きく副業の増加が影響したものと思われま

<従業員の見舞金～非課税規定があります～>

葬祭料、香典、災害見舞金は社会通念上相当と認められる範囲内の額で、役務の対価としての性質を有していなければ役員、使用人は非課税所得として受け取ることができます。

宅配便大手のヤマトホールディングスは昨年 6 月、配達員らグループの従業員計約 22 万人に 1 人当たり最大 5 万円を見舞金として支給しました。新型コロナウイルス感染拡大で宅配便の取扱量が大幅に増えており仕事の負担が重くなった従業員に報いるためとしています。この見舞金は非課税所得として取り扱われるものと考えられます。名目が「特別ボーナス」等であれば課税対象とみられる可能性が生じます。税務において意味合いは大事ですが名目にも注意が必要です。支給総額 70 億円とのことですが、それだけ支払っても今年 3 月の最終利益は過去最高額の 567 憶になるとのことです。過去の判例において入院等の見舞金は「5 万円」が非課税支給の上限額とされています。

<7月の税務など>

・納期の特例の適用を受けている場合の1-6月分の源泉所得税の納付	納付期限7月12日(月)
・6月分源泉所得税、住民税の特別徴収税額の納付	納付期限7月12日(月)
・5月決算法人の確定申告(法人税等、消費税等)	申告期限8月 2日(月)
・11月決算法人の中間申告(法人税等、消費税等)	申告期限8月 2日(月)
・消費税の年税額400万円超の2月、8月、11月決算法人の中間申告	申告期限8月 2日(月)
・所得税の予定納税額の納付(第1期分)	納付期限8月 2日(月)
・所得税の予定納税額の減額申請	申請期限7月15日(木)
・固定資産税(都市計画税)の納付(第2期分)	7月中において市町村の条例で定める日
・労働保険料の年度更新の申告・納付	7月12日(月)まで
・健康保険・厚生年金保険の算定基礎届の提出	7月1日(木)から7月12日(月)まで
・健康保険・厚生年金保険の賞与支払届の提出	支給日より5日以内

<あしがき>

6/4 から上野動物園、多摩動物公園の入園が再開しました。とういことで遅まきながら「シャンシャン」を見るためパソコンで事前予約して上野動物園に行っていました。

13時30分からの入園予約で10分前位に到着すると13時30分入場組が50人程度の列を作っていました。近隣散策して13時45分頃に戻ると列は殆ど解消されていました。予約券をプリントアウトして持参、提示してゲートを通りましたが殆どの方はスマホを提示して通過していました。老眼著しく字が小さく操作も面倒なスマホはパソコンが使えることもあり避けがちです。チケットを購入して入園すると自動的にパンダ舎の列に並ばされます。入園者全てパンダ目当てと思われるので自然な流れです。10数分で「シャンシャン」の前に到着。写真撮影不可、歩きながらの観覧のためあまりゆっくり見ることはできませんでしたが初めて「シャンシャン」を見ることができました。笹を食べていましたが目の前に到達する直前に後ろ向きになり脱糞。その後またこちら向きになり笹を食べ始めました。貴重な瞬間を目にしたとも思いますが如何せん観覧時間は数十秒で物足りない感じです。入園開始時間から40分以上経過後に入園すれば前後殆ど人がいない状況で観覧できることが予想されます。2回目以降観覧の長蛇の列ができていましたが1時間程度はかかりそうです。パンダをゆっくり見るには和歌山アドベンチャーワールドに限る(しかも7頭も見放題)と思いますがコロナ禍での移動は難しく、また予算、時間がネックです。リーリー(父)、シンシン(母)は妊娠の兆候があるとのことで公開中止でした。この5日後に無事2頭出産とお目出たいニュースとなりました。2回目以降の観覧は早々にあきらめ他の動物を見て回りました。パンダ舎以外はガラガラで見放題です。

上野駅前が整備されていたことに驚かされました。以前は改札前に自動車用の道路が走っていましたが道路をなくして公園まで広く綺麗な遊歩道が確保されました。昨年の3月に完成したようですが全く知りませんでした。



13:30 入場待ちの列



公開中止中



アシカ



プレーリードッグ



来年春まで施設整備のためお休み(国立西洋美術館)



上野駅前